

神長英輔

「北洋」とは何か 再構築された漁業史と対露観

1. 研究の目的と方法

研究の目的

この報告の目的は大別して四つある。

一つめの目的は「北洋(漁業)」という語がひろく使われるようになった経緯を明らかにすることである。

日本社会において「北洋」という語は一般に定着している。現代の「北洋漁業」が意味する漁業自体に昔日の栄光はないが、それでも「北洋」という語はなお現役の言葉だと考えてよいだろう。

この語が一般的に使われるようになったのは1930年前後である。それ以前にも北洋という語は存在したが、現在のような文脈で広く使われるようになったのは1930年前後である。この報告ではその1930年前後に「北洋」が普及した経緯を明らかにする。

1930年当時、人々は「北洋」という語から何を想像していたのか。「北洋」とは何だったのか。「北洋」を論じた1930年当時の言説から「北洋」の定義づけを試みることで、それがこの報告の二つめの目的である。

1930年代の「北洋」を論じた言説は沿革史を含むことが多い。特に1930年代から1940年代にかけてはたいてい沿革史から「北洋」が説きおこされている。この時期、集中的に生産されたこれら「北洋」史の言説はほぼ一様な内容を共有していた。これらの言説の構造を分析し、併せてこの時期にこうした言説が頻出した要因を考察すること、これが三つめの目的である。

以上の論点の結論を踏まえた上で「北洋」に関わる言説が日本社会における対露観に及ぼした影響について考察すること、これが四つめの目的である。ここでは特に1930年代において同時に進行した漁業史と対露観の再構築の過程に注目したい。

1930年当時の「北洋」を論じた言説はほぼ一様なロシア(ソ連)像を共有していた。ここでは現代の日本社会における対露観の検討と併せて同時代の「北洋」言説とロシア(ソ連)像の関わりを考える。

言説上のロシア(ソ連)という表象の検討をぬきにした「北洋」言説の分析は片手落ちである。1930年代に作られたロシア(ソ連)像は多くの「北洋」沿革史を通じて一般に広まったと私は考えている。この仮説にはまだ検討の余地が多いが、ひとまずこの場で提示しておきたい。

史料

今回の研究は雑誌を主な史料とした。日本最大の漁業者団体である大日本水産会の全国向け

月刊誌『水産界』と北海道水産会(北水協会)による月刊誌『北海之水産』は共に長い伝統を誇る雑誌である。これらの雑誌には官民各界の論者による多様な「北洋」関係の論考が随時掲載された。これらはいよい史料となった。ほかには1930年代に出版された多くの単行本(論説、報告書、通史など)を参考とした。

2. 「北洋」の登場

1920年代の「北洋」

この項では「北洋」という語が普及していった1930年前後の経緯を明らかにする。まずは先に紹介した二つの月刊誌『水産界』と『北海之水産』の記事を通覧して「北洋」に関わる語を拾ってみる。

1910年代の両誌の記事に「北洋」という語は見あたらない。『水産界』には「北千島漁業」、「露領」、「北海」、「尼港(ニコラエフスク)方面」、「勘察加(カムチャッカ)」など後年の「北洋」が意味した地名・海域名が登場するものの、「北洋」という語はない。『北海之水産』にも「三大漁場として世界に知られたるは(中略) 勘察加に於ける漁場¹」などのように後年の「北洋」に含まれた漁場を紹介する記事があるものの、それを「北洋」とは呼んでいない。

当時、「北洋」に相当するものとして「露領」という語があった。ただ、この語は緩やかな(曖昧な)広がりをもつ「北洋」とは異なり、読みどおりにロシア領の沿岸一般の地域・海域を指していた²。

また、「露領」より広い海域を含む概念として「北海漁業」³や「北方漁場」⁴という語もあるが、これらの語は単発的に登場しただけのように見え、その後反復的に使用された形跡がない⁵。

1921年、『水産界』に「北洋」の語が初めて登場する。記事は「農商務省北洋課の調査する所に依れば十年度北洋方面の鮭鱒漁は全部終息を告げ(後略)」と記している。内容から判断するとこの「北洋」はカムチャッカ半島の東西沿岸を指していた⁶。

1921年の5月、農商務省は露領漁業方面を管轄する「北洋課」を設置する⁷。同年なので『水産

¹ 「裏日本の漁場開発」、『北海之水産』第37号、1917年、13頁。

² やや厳密に言えば、「1907年の日露漁業協約にもとづいて日本人による漁業がおこなわれているロシア極東の沿岸」という意味合いになる。ただ、その場合も「露領」がロシア領であることは揺るがない。

³ 「北海漁業予想」、『水産界』第457号、1920年、50頁。ここでの「北海漁業」とは「露領 勘察加オコツク(ママ)、ニコライスク(ママ) 其他択捉樺太方面に於ける鮭鱒漁業」とある。

⁴ 「沿海州出漁航海記」、『北海之水産』第117号、1923年、1頁。

⁵ ただし、1930年代半ばにも少数ながら「北方漁業」が使われていた例はある(今田清二「論叢 北方漁業の統制問題」、『北海之水産』第63号、1935年、1-9頁)。

⁶ 「外報 露領方面近事一括 北洋漁獲高」、『水産界』第470号、1921年、55頁。

⁷ 『農林水産省百年史』編纂委員会編『農林水産省百年史 別巻 資料編』『農林水産省百年史』刊行会、1981年、48-49頁。

界』誌への「北洋」の登場と北洋課の設置の間に関係がある可能性がある。ただ、それを説得的に証明することは難しいし、そのことに大した意味はない。

なお、北洋課は1924年12月に廃止される。それ以降、「北洋」を冠した部局が再び設置されることはなかった。それと軌を一にするようにその後の『水産界』誌上でも「北洋」は1922年⁸と1924年⁹にそれぞれ一回ずつ登場しただけだった。この時点でこの語が定着したとは言い難かった。

1930年代の「北洋」

1927年になって状況は変化する。この頃から「大正十五年度の露領漁業の回顧」¹⁰、「北洋蟹工船漁業の現況」¹¹、「露領漁業の概況」¹²などのように、「露領(漁業)」や「北洋(漁業)」という語で各海域の漁業を包括して論じる論説が増える。

そして1929年以降は毎号のように「北洋」の語が登場するようになる。「北洋」という語が頻出するようになっただけでなく、「北洋」に関わる記事の絶対量は増えつつあった。

1929年には「北洋」をその名に冠した漁業団体「北洋漁業同志会」が発足する。同会の目的は「多年苦心ノ結果開発セシ我漁業權益ヲ蹂躪セントス」「『ソヴェート』共和国」に対して「実力競争ニ依リ優者ノ位置ヲ獲得シ、海上權威ノ把握者」となるために「北洋漁業」に関係する同志が団結することにあつた¹³。翌1930年に同会は公益法人の北洋協会に発展解消し¹⁴、それ以降はさらに積極的な政治活動を展開していった。

こうした政治状況についての簡単な説明を加えておく。1907年、ポーツマス講和条約を受けて日露漁業協約が締結された。この協約は日本の漁業者にロシア極東領海におけるロシア人同様の操業権を保証した。これ以後、ロシア極東領海における日本人の漁業はカムチャッカ半島沿岸の鮭鱒漁業を中心に急速に発展した。この協約にもとづく日本人の漁業權益は露領漁業と呼ばれた。

この協約は1919年に期限切れを迎える。期限切れ後の内戦と干渉戦争の期間中、日本の漁業者は日本軍の保護のもとで、ロシア側の管理・規制を受けない「自主出漁」をおこなって営業を継続した。1925年の日ソ国交樹立後、1907年協約の改訂作業が進められ、1928年に新漁業協約が締結された。

⁸ 「外報 露領方面近事一括 十艦北洋漁業警備に出動」、『水産界』第477号、1922年、59頁。ここでの北洋は「勘察加半島ペトロ(パヴロフスク)」、「オホツク海方面」、「薩哈唎州(北サハリン)沿岸」を指した。

⁹ 「北洋方面の漁業」、『水産界』第494号、1924年、24-25頁。

¹⁰ 「大正十五年度の露領漁業の回顧」、『水産界』第530号、1927年、61頁。

¹¹ 「北洋蟹工船漁業の現況」、『水産界』第538号、1927年、41頁。

¹² 「露領漁業の概況 上下」、『水産界』第547、548号、1928年。

¹³ 「北洋漁業同志会の成立」、『水産界』第565号、63-64頁、1929年。

¹⁴ 「内報 北洋漁業同志会解散」、『水産界』第571号、64頁。

新協約の締結後、ソ連政府は漁区入札の方法などの規則を通じて日本側の漁場経営の規制を図り、同時に国営企業による漁業の発展に努めた。その結果、日本企業による漁区の独占状態は崩れ、ソ連政府は多くの優良漁場の回収に成功した。

「北洋」に関わる日本の漁業者はこうした状況を危機と称したのである。こうした状況下で「北洋」という語が登場し、流布し、政治的な運動体の名称になった。

1931年以降、『水産界』誌上では「北洋漁業の危機」¹⁵が謳われ、転機にある「北洋漁業の現状」が頻繁に報告された。この頃になると「北洋」の語を表題に含む単行本が多数出版されるようになる。1931年から1932年頃までに「北洋」は一般に定着したとみてよい。

こうして1932年頃までに「北洋」という語は一般にほぼ定着した。一方で「北洋」普及の契機となった政治経済的な状況は変化する。

1932年頃から流し網を用いた鮭鱒の母船式沖取漁業が急速に発展した。この漁業の特徴は沿岸に回帰する直前の鮭鱒を沖の公海で獲ることにある。この漁業が実用化されたことで、沿岸漁区を基礎とする露領漁業の重要性は相対的に低下した。「北洋」が登場した1930年前後の政治状況は大きく変化した。

しかし、政治状況の変化を受けても「北洋」という語が消えることはなかった。1930年代、「北洋」は同時代に盛んに論じられた満蒙開発と関連づけて論じられるようになった¹⁶。もともと曖昧な「北洋」の範囲は論者によって自由に解釈され、ベーリング海の彼方のアラスカを「北洋」とみなす論まで登場した¹⁷。

1930年前後に登場した「北洋」という語は、1931年から1932年頃かけてほぼ一般に定着した。それ以降、ポーツマス講和条約に基づく漁業権益が一切否定された戦後も「北洋」という語・概念は生き残り、実際に公海・外洋上の漁業を指すものとして使われ続け、人々の想像力をかきたててきた。

3. 「北洋」とは何か

具体的指標による定義づけ＝線引きの限界

以上、「北洋」という語・概念が登場して定着する経緯をみてきた。1930年前後、ソ連政府は極東における日本の漁業権益の回収を試みた。これに対抗しようとする日本の漁業者の政治的な運動のなかで「北洋」という語が使われて定着した。

¹⁵ 「難局に処する水産対策 望ましき北洋漁業政策」、『水産界』、第 578 号、42-44 頁。「論説 北洋漁業の危機」、『水産界』第 580 号、3-4 頁。

¹⁶ 北海道協会編『満蒙と北洋』、北海道協会、1933 年。

¹⁷ 長瀬貞一「北洋に於ける鮭鱒漁業の維持及開発に就て」、東武「邦人鮭鱒漁業のアラスカ進出論」（以上はいずれも岡本正一『北洋漁業論叢』、水産社、1936 年の前書き）。

その後、この海域の漁業をめぐる政治的枠組みが完全に崩壊した戦後でさえ「北洋」という語は使われ続けて現在に至る。登場の経緯に関わらず「北洋」は長く生き続けている。

「北洋」とはいったい何を意味するのか。何を指すのか。どのように定義することができるか。この項で考えてみたい。

まず常識的に考えて論者や時期ごとに「北洋」の意味合いが違うのは当然である。ではそうした論者ごとの定義＝境界は例外(ノイズ)のようなもので、そうした例外とは無縁の明確な定義づけ＝線引き(境界の画定)がありうるのだろうか。

私はあり得ないと考える。いくら細かく分析していったところで、さまざまな論者の議論をつなぎうる共通の了解は漠然としたものでしかない。そもそも(連続的な存在である)海域を指す「北洋」を地理的に定義＝線引きすることは難しい。漁業の種類に従った定義も難しい。具体的な何らかの指標に基づいて細かく定義したところで反例となりうる(具体的な指標を用いた)使用例は簡単に見つかる¹⁸。

したがってここでは具体的な指標に基づいた定義づけは試みない。論者ごとに食い違う定義づけの違いや例外に注目することを通じて見えにくい共通了解を見だし、できるだけ包括的で分析の用をなす定義づけを試みたい。紙幅が限られていることもあり、ここでは1930年代の「北洋」を中心に考察するが、現代における「北洋」にも適用できるような定義づけを試みたい。

実際の使用例

「北洋」とは基本的に漁業がおこなわれる場である。ここでは実際に操業されている漁場のほかに、現在は何らかの理由(法的規制や技術的限界など)で操業がおこなわれていない海域も含む。戦後に普及した外洋公海での操業が一般的でなかった1930年代前後に多くの論者がこれらを含む広い海域を「北洋」と称していることはその証左となる¹⁹。

漁業と関係のない文脈上に「北洋」という語が現れる例は少ない。実際、漁業分野以外で「北洋」という語を表題にした本はほとんど見あたらない。例外的に林業分野において「北洋材」という語があるが、ここでの「北洋」はロシア極東地域一般(の陸地)を指すものなので漁業分野の「北洋」とは意味を異にする。

漁業の種類をもとに定義をおこなう論者は多い。まず、ポーツマス講和条約(つまり日露漁業協約)に基づくロシア領の沿岸漁業一般を「北洋漁業」とする論者がいる²⁰。ここでの「北洋漁業」は

¹⁸ ここでの議論には、社会集団の分類に際する日常的言語の用法をめぐるブルデューの論考が参考になった(ピエール・ブルデュー、石井洋二郎訳『ディスタンクシオン 社会的判断力批判 II』、藤原書店、1990年、350-356頁)。

¹⁹ 「主張 外洋漁業開発に関する国策樹立の切要」、『水産界』第565号、1929年、1-2頁。『満蒙と北洋』、序言など。

²⁰ 「決議 北洋漁業ハ往昔邦人之レヲ開拓シ『ポーツマス』條約ニ依ツテ其權益ヲ確保シタルモノニ属ス」。(「雑纂 北洋漁業問題協議会」、『水産界』第581号、1931年。

「露領漁業」と同一の概念である。一方、「露領漁業」と露領沖合(オホーツク海、カムチャッカ近海)の公海²¹における沖取りの母船式漁業(鮭鱒漁業・工船蟹漁業)、北千島を拠点とする沖取りの鮭鱒漁業を包括する概念として「北洋漁業」を定義づける論者がいる²²。

一人の論者でも定義が曖昧な場合がある。戦前の「北洋漁業」界を代表する人物の一人である平塚常次郎は別々の場で地理的な定義と漁業種別の定義を紹介している²³。

これに対し、一番多くの論者によって主張されているのが「北洋」を地理的な空間として想像する定義である。豆満江からベーリング海を経てカムチャッカ半島にいたる(北氷洋を除く)ロシア極東沿岸とオホーツク海、日本海北部が「北洋」という定義である²⁴。

しかし、この定義の内容は論者によって意見が多岐に分かれる。そもそも海域を区切ることは難しい。また、こうした定義だと(日本領)樺太沿岸や北海道のオホーツク海沿岸が含まれるはずだが、多くの論者はそれらを除外することを主張する。また(樺太や千島を含めた)「日本」の沿岸が除外されていることについての説明がない。

なかでも北千島の鮭鱒漁業は論者によって決定的に意見が分かれる。北千島の漁業の排除を主張する論者は北千島は日本領なのでふさわしくない、とその理由を述べている²⁵。

想像力に基づいた「北洋」空間

実はこの主張は「北洋」の定義づけを可能にする大きな鍵となる。この論者によれば日本領の沿岸の海は「北洋」には含まれないのである。大部分の論者は「北洋」から「日本」の領海を除外している。「日本」領でないことは「北洋」であることの必要条件であるといえる。そうだとすれば、樺太が含まれないことと北千島漁業(北千島は漁業基地であって実際の漁場はカムチャッカ沖)について

²¹ 「公海」というのは日本側の主張にもとづいた表現である。公海の範囲についてはソ連側と日本側で主張の相違があった。

²² 「元来北洋漁業と一般に称せらるるものは此れを漁業條約に基く沿岸漁業即ち露領漁業と、最近に至り着業されたる工船蟹漁業及母船式鮭鱒漁業等の所謂公海漁業に大別される」(北海道庁編『北千島資源調査書 附 北洋漁業概説』、北海道庁、1932年、序言1頁)。ほかに今田「論叢 北方漁業の統制問題」もほぼ同様の見解をとっている。

²³ 「北洋漁業者からすれば、極東ソビエトロシヤの日本海、オコツク界、ベーリング海に面したる一帯の沿岸と、北千島の占守、幌筵島を占む廣い水域を総称して居るのであつて其処に営まれて居る漁業を北洋漁業と称して居るのであります」(「北洋漁業の重要性」、『北海之水産』第73号、1935年)。「北洋漁業と申しますのは、主として日蘇漁業條約に依る露領漁業と、オコーツク海、白令海方面に於ける母船式漁業の総称であります」(「北洋漁業」、『北海之水産』第84号、1936年)。

²⁴ 「北洋とは地理学上の名称ではなく、本邦の水産上本土を中心として日本沿岸を除いた北方の海を総称するものである。故に其の限界は画然としていないが、朝鮮と露国の国境にある豆満江口を通過する緯線(北緯四十二度位)から北方、北海道、樺太、千島の沿海を除きベーリング海及オホーツク海及日本海北部の海洋である」(『北千島資源調査書 附 北洋漁業概説』、附録1頁)。

²⁵ 「従来北洋漁業の中に北千島も包含して使用していたが、領土的立場から之を区別して吟味すべきである」(『北海之水産』第138号、1941年、附録12頁)。

意見がわかることは整合的に説明できる。「北洋」であるためには「日本」領であってはいけないのである。

さらなる考察を進めるためのよい材料となるのが、1930年代の「北洋」に関わる言説につきものの「北洋漁業」(露領漁業)の沿革史である。

既に説明したとおり、「北洋」という語が登場し一般に定着したのは1930年前後である。また「露領漁業」の権益を獲得したのは日露戦争後のポーツマス講和条約である。

しかし「北洋漁業」の沿革史はほとんどそれ以前から説きおこされている。たいていは近世の幕吏や商人による蝦夷地探検や漁場経営から筆が起こされている²⁶が、なかには古代の多賀城(宮城県)建設から説きおこしているものまでである²⁷。またほぼ全ての沿革が1930年代には「北洋」に含まれなかった樺太(サハリン島南部)における日本人の漁業の歴史について紙幅を割いている。

こうした沿革史の視点は雄弁に「北洋(漁業)」の性格を語っている。ここにおいて「北洋」の説得的な定義が可能になった。「北洋漁業」とはアイヌやニヴヒなどの先住民を含まない「民族的日本人」によって日本外部と想像される空間でおこなわれる漁業なのである。「北洋」とはこうした「北洋漁業」がおこなわれる場としてのみ定義されるのである。

「日本外部」という部分について補足しておく。これは陸地領土の「外地」に似た海域である。『日本』が支配すべきだが「内地」ではない海域である。陸地ではないので領土との類推で考えることには限界があるが、ここではひとまずこのように定義しておく。

こうした「北洋」の定義はさまざまな論者による意見の相違や時代を包括することができる。こうした定義を用いれば、沿革史が多賀城から語りおこされたり、ロシア統治下のサハリン島南部における日本人漁業史が含まれたりすることが説明可能になる。北千島を含めるかどうかという意見の相違や日本統治下の樺太が含まれないこと、さらには戦後の遠洋漁業が「北洋漁業」として人々に違和感なく受け入れられたことも説明できる。

1930年代の論のなかにはアリューシャン列島をはじめ、ベーリング海の北東沿岸やアラスカを「北洋」の「奥地」と呼ぶ例がある²⁸。この例は「北洋」が客観的な地理的定義などではなく、日本列島を中心とした視点によって定義されることを端的に示している。

²⁶ 「彼の越前の銭屋五兵衛が嘉永年間、或はそれ以前から既に北方シベリヤ或はベーリング海若くは北米のアラスカ方面にまで非貿易系統を延長したことは今日同氏の遺留の地図或は帳簿等によって推察することができます」(堤清六「露領漁業の概況 上」、『水産界』第547号、1928年、1-2頁)。

²⁷ 「(前略)天平法宇六年と言へば西暦七五七年にて、当時北海道方面は『アイヌ』其の他の土族が住する未開の地であつたが、既に此の時代より、我が同胞は樺太沿海州又は『カムサッカ』方面に向つて、何等かの目的を以て、発展してきた事は明である」(「資料 露領漁業の発達及現状 (一)」、『水産界』第592号、1932年、20頁)。

²⁸ 「(前略) 勘察加よりコンマンドルスキー、アリューシャン群島、アラスカ半島等邦人未知の世界とも云ふべき、北洋奥地沿岸を(後略)」(田中清輔「本書発刊に就て」、北海道協会編『千島と北洋:北方富源開発策』北海道協会、1931年)。

「北洋漁業」は想像力によってのみ説得的な定義が可能なのである。

4. 「北洋」物語の構造

歴史的想像力を喚起する「物語」

この項では1930年代から1940年代にかけて作られた各種の言説における「北洋」沿革史の構造を分析する。

この時期に著されたさまざまな「北洋」沿革史はよく似た構造を共有している。誤解を恐れずにいえば、現代における歴史的「北洋」言説もこの構造を共有しているといえる。1930年代と現代では強調する論点が多少異なるのは確かだが、「歴史」物語の構造はほとんど変わらない。ここではこの「北洋」物語の構造を分析する。

先にも触れたとおり、「北洋漁業」の沿革はたいいてい近世の蝦夷地・北蝦夷地(樺太)漁業から説きおこされている。その一方で「北洋」が登場した1930年代に北海道・樺太沿岸を「北洋」に含める論者は極めて少ない。「北洋」は時代を追って移動しているのである。しかし沿革史の筆者はそのことに疑問を呈していない。彼らにとって近世の蝦夷地はまぎれもない「北洋」だったが、同時代の北海道や樺太は「北洋」ではありえなかった。

これまで述べてきたとおり、「北洋」という語が一般に定着したのは1930年前後だった。しかし同時代の「北洋」言説の生産者は「北洋」の起源を近世かそれ以前に求めている。彼らが「北洋」を想像するときは、必ずそれと同時に近世(ないしそれ以前)から続く歴史を想像していたのである。

「ロシア人＝加害者(規制者)」という図式

19世紀半ば以降、日本人漁業者はロシア人との接触の機会を頻繁に持つようになる。特に1875年から日露戦争までのサハリン島南部では日本人漁業者がロシアの統治下で大規模な漁業を経営するようになる。多くの「北洋」沿革史はこの時期の出来事にも触れている²⁹。

同時代のほぼ全ての沿革史はロシア人(サハリン島当局)を加害者として描く。「勤勉で技術に長けた日本人の漁業は順調に成長していたのにロシア人はそれを妨害し続けた(そして圧迫にもかかわらず日本人の漁業は衰退しなかった)」³⁰というのが、さまざまな沿革史にほぼ共通する内容で

²⁹ 以下、これについての詳しい論考は神長英輔『露領漁業』をめぐる歴史像の形成 『北洋』イデオロギーの起源(2004年スラブ研究センターから公刊予定、本研究会の事前配付資料の一つ)を参照。

³⁰ 多くの例から一部をあげておく。「(前略)この暴圧的漁業規則を第一次とし、露国は以後明治三十七年の日露戦争に至る迄手を代へ品を代へて邦人漁業の圧迫、排斥を継続したのである」(露領水産組合編『露領漁業の沿革と現状 組合30周年記念事業』、1938年、8頁)。「一、日本人漁業者は一面漁法の改善、経営の合理化等を行ひ、常に障碍を打開して進出し、終始極東露領に於ける漁業の実権を掌握して一步も譲らなかつた(『露領漁業の沿革と現

ある。

現代の研究成果³¹をふまえれば、ここで描かれていたような「ロシアの圧政」という見解はかなりの誇張に映る。同時代(1900年前後)の見解と比較してすら誇張気味に見える。このことは何を意味するのか。

これを考えるにあたっては1930年前後の露領漁業をめぐる状況を思い起こすことが手かがりとなる。この時期、露領漁業において日本企業による漁区の独占状態は崩れ、ソ連政府は多くの優良漁場の回収に成功していた。露領漁業に関係する日本の漁業者たちはこれを危機と称した³²。

沿革史で描かれた「ロシアの圧政」という図式は1930年前後の時点で共感されていた「北洋の危機」という図式とほぼ同じといってよい³³。そしてこうした「ロシア人＝加害者(規制者)」という図式が「北洋」沿革史のなかではほぼ一貫して用いられている。沿革史における日露戦争以後から1930年代現在に至るまでの記述にも「技術に長けた日本人による漁業の(自然な)発展をロシア人が妨害し続けてきた」という論旨が一貫している³⁴。

同時代の認識の図式と過去の認識の図式が一致していることの意味についてはまだ検討の余地が多い。ここではほぼ全ての沿革が例外なく同じ論調で「北洋」の歴史を語っていることを指摘するにとどめたい。

言説の各部分における詳細の違いはあるものの、「北洋漁業」の歴史的言説において「ロシア人＝加害者(規制者)」という図式は現代にいたるまでほぼ不問に付されてきた。ここでの論旨とはややずれるものの、戦後の「北洋漁業」についてもこの図式は当てはまる。公海における操業規制、200カイリ水域問題、「北方領土」周辺水域の操業問題など全てにおいて「ロシア人＝(拡大する日本人の漁業に対する)加害者(規制者)」という図式が暗黙裏に前提とされてきたように見える。そうした図式を明確に打ち出した言説が大量に生産されたのが1930年代なのである。

また、一連の沿革史のなかでは「技術に長けた日本人」³⁵が「北洋」で活躍するのは当然³⁶、という

状』、18頁)。「(前略)由来露国人の漁業技能は極めて幼稚にして、到底邦人漁夫なくしては漁撈に従事すること能はざりしが故に、仮令露国人の横暴全島を押し、邦人の勢力費に蹙るの窮境にあつたとしても、漁業の一事に至つては、固く其の実権を掌握し、榻臥の下鼾睡を許さざるの概があつた」(樺太定置漁業水産組合編『樺太と漁業』、豊原、1931年、170-171頁)。

³¹ 神長英輔「プリアムール総督府管内における漁業規制と漁業振興 一八八四-一九〇三」、『ロシア史研究』第73号、2003年、37-54頁。

³² 「北洋漁業に関係なき人々の一行で今や北洋漁業が危機に瀕して居る重大なる場合に於て」(木下佳山「勘察加便り (二)」、『水産界』第574号、48頁)。

³³ 実際、沿革史の一部は現在の「苦境」はロシアのサハリン島南部統治時代から始まっていると述べている。「今日に至る迄不断の抑圧干渉に苦しむべき我が露領漁業の宿命は此時に発するのである」(『露領漁業の沿革と現状』、8頁)。

³⁴ 「而してその漁業條約の不備及び不当なる圧迫に依つて彼の進展を見た所であるけれ共、條約締結当初の精神に基いて往昔の邦人独占の状態に復帰せしめなければならない。然も彼は漁撈の技術拙劣にして到底邦人漁業者の比でない(後略)」(岡本『北洋漁業論叢』、159頁)。

³⁵ 「先天的に優秀なる漁業技術を有する我が漁業者をして之れに当たらしめ」(岡本『北洋漁

ような「民族性」を想像させるようなロマンチズムがしばしば披瀝されている。そこでは、「漁業技術に長け」「(荒海を恐れぬ)勇敢さを持った³⁷⁾日本人が「北洋」で活躍するのは当たり前³⁸⁾、「使命」³⁹⁾であるとすら述べられている。こうしたロマンチズムもまた戦後の「北洋漁業」にも連続している。

さらに先にも述べたとおり、日本人が持ち前の「資質」を活かして「ロシアの圧政」を克服するという話の筋は「北洋」沿革史では一貫して用いられる語り口である。したがって、ここで主張される「日本人の資質」がロシア人のそれと比較された上のものであることは暗黙の前提となっている。

以上をまとめる。まず「北洋」は近世(あるいはそれ以前)からの歴史と常に関連づけて語られてきた。「北洋」という表象はそうした歴史的想像力の強い影響下にあった。

「北洋」の主人公は「(さまざまな点において)優れた日本人」である。「日本人」は「優れている」ので時代を追うごとに漁業を発展させていく。常に「加害者＝妨害者であるロシア人」が日本人の活動を阻むが、日本人はくじけず漁業を発展させていく⁴⁰⁾。

こうした物語を用いて過去が語られ、1930年代現在も語られる。こうした物語は戦後も実感をもって語られた。そしてこうした物語の構造は1930年以来現代にいたるまでほぼそのままの形で生き続けることになった。

5. 結論

まとめ

「北洋」という語は1930年前後からよく使われるようになった。その後、1930年代から1940年代前半にかけてさまざまな文脈の中で用いられて一般に定着した。戦後もひろく使われ続けて現在に

業論叢』、159頁)。

³⁶⁾ 「アラスカ方面に向っての邦人鮭鱒漁業の進出は、如上の理由に基づき、南西から順次、東北に移動し来たる、既往の歴史的事実に順応する、当然の帰趨に外ならないのである」(東「邦人鮭鱒漁業のアラスカ進出論」、岡本『北洋漁業論叢』、8頁)。

³⁷⁾ 「現在に於いても勇敢なる行動は、彼らの最も得意とする所である」(「論説 北洋漁業の危機」、『水産界』第580号、3頁)。「吾等の業祖が隻鱸扁舟、萬里の波濤を蹴破り、生死の境を往来して艱難辛酸よく極北絶海の処女漁区を征服開発したのは、今を去る二百五十有余年の往時に属し」(『権太と漁業』、169頁)。

³⁸⁾ 「我民族の北洋に於ける漁業発展は、赴く所必然に彼我両勢力の対立抗争を来し、遂には尋常一様の手段を以てしては最早解決困難な情勢に立ち至ってゐたことは、理解するに難くないであらう」(『露領漁業の沿革と現状』、18頁)。

³⁹⁾ 「北方進出は好むにせよ、好まざるにせよ、我が民族の約束づけられた大使命である」(『千島と北洋』)。「北洋漁業は単なる漁業ではない。内地の普通の漁業と異り特別な歴史と使命を持ってゐるのである」(杉浦保吉「北洋漁業従業員の教育」、岡本『北洋漁業論叢』、5-6頁)。この発言は「北洋」の非「内地」性を示す一例でもある。

⁴⁰⁾ 「邦人漁業者は絶えず露國の圧迫政策下に曝され唯、その不屈の伝統的精神によつて、北洋に漁業活動を継続し、漁業権の発展に努めたのである」(『露領漁業の沿革と現状』、5-6頁)。

いたる。

1930年前後、ソ連政府は日本人漁業者に対するさまざまな規制策を通じて日本の漁業権益の回収に成功した。日本人漁業者はこの状況を危機と称し、各種のメディア上でその危機を論じた。そうした言説のなかで「北洋」という語が頻繁に使われるようになった。

「北洋漁業」とは「(アイヌやニヴヒなどの先住民を含まない)民族的日本人によって日本外部と想像される空間でおこなわれる漁業」である。「北洋」とはこうした「北洋漁業」がおこなわれる場としてのみ定義される。「北洋」は「日本(人)」という想像的表象によってのみ定義づけが可能である。

「北洋」の発明後の1930年代、「北洋」の由来を説く歴史的言説(沿革史)が多く生産された。それらの一連の言説は「ロシア人＝加害者」という認識の図式と「優れた民族性」というロマンチズムの強い影響で特徴づけられる。時代が下るにつれてこうした言説の内容のうち歴史的事実の詳細はある程度まで検討と見直しがなされてきたが、「北洋」と「(民族的)日本人」というロマンチズムの不可分性が批判されることはなかった。

「北洋」の沿革はたいいてい露領漁業以前、近世から語りおこされる。なかには古代、東北地方の蝦夷平定から語りおこされるものもある。これまでこうした語り口に対して表立った疑いをもたれた形跡はない。そのことは「北洋」が「(民族的)日本人」のための空間として想像されていたことと、そうした想像力を人々が暗黙裏に共有していたことを裏づけていると考えられる。この時期に記された「沿革」言説のほとんどは同じような構造を持つ。一連の歴史に関わる言説が「古い由来」を語ることによってその時点の「北洋」漁業を正当化していると考えられることもできる。

「(民族的)日本人」が活動する空間として「北洋」が想像されていた以上、「北洋」に関わる言説はロマンチズムを伴いやすかった。そうだとすれば、1930年代から現代までの長期にわたって「北洋」の想像力が衰えていないのはこのロマンチズムの影響と考えることができる。

そして「(民族的)日本人」が活動する空間が「北洋」だとすれば、「北洋」はその時代における言説の需要に応じてそのつど違う意味を帯びて流通することができる。戦後も「北洋」が生き続けた理由はここにも求めることができよう。

「北洋」の歴史的想像力とロシア(ソ連)像

「北洋漁業」は「露領漁業」に取って代わることばだった。確かに1930年代前後には沖取の鮭鱒漁業の試験的操業が繰り返され、露領漁業をめぐる基本的な枠組みが変わりつつあった。しかし、変化はまだ小さなものだった。その時点から「北洋」への言い換えは始まっていた。

言い換えの動きから「北洋」という場においてロシア(ソ連)の存在を希薄化しようとする意思をうかがうこともできる。「露領」から「北洋」と言い換えることでロシア(ソ連)の存在は希薄化される。言い換えによって「民族的日本人が活動する場」としての「北洋」の正統性を増すように装うことが可能になる。

また、「北洋」という表象の流布とソ連漁業に対抗するために日本の漁業者の団結を促す政治的運動の拡大はほぼ同時期に起こっている。両者には何らかの関係があるものと推定できる。

「北洋」の利用には歴史やロマンチズムを用いてエスノセントリズムを正当化し、ソ連の存在を背景に追いやろうとする意図があったのかもしれない。あるいは「北洋」の定着によってそういう意図が想起されたのかもしれない。いずれにせよこれらに関連づけて検討することは今後の課題となる。

上でみてきたとおり、「北洋漁業」を語る歴史的言説において「ロシア人＝加害者(規制者)」という図式は現代にいたるまでほぼ不問に付されてきた。そして戦後の「北洋漁業」についてもこの図式は当てはまる。公海における操業規制、200カイリ水域問題、「北方領土」周辺水域の操業問題など全てにおいて「ロシア人＝(拡大する日本人の漁業に対する)加害者(規制者)」という図式が暗黙裏に前提とされてきたように見える。

歴史的言説を生産する際、作者はさまざまな歴史的事実を相互に関連づけ意味づけて編集していく。そうした関連づけや意味づけの作業において絶対の必然性というものはない。たいていの作者はより説得的な関連づけを指向するものの、そうした作業は本質的には恣意的なものである。1930年代から生産されてきた「北洋」に関わる一連の歴史的言説に対してそうした恣意性、つまり構築性が指摘されたことはこれまでほとんどなかった。個々の歴史的事実についての論証作業は丹念に積み重ねられてきたものの、「北洋」という表象とそこから喚起される想像力の(歴史的)構築性が指摘されることはほとんどなかった。

そうである以上、「北洋」という表象の構築性を指摘してこなかった日本の歴史観と「帝国主義的
日本漁業に脅かされてきたロシア極東」というロシアの歴史観の隔たりはたいへん大きいといえよう。

「北洋漁業」を研究対象とする日本史研究者とロシアのロシア極東史研究者の間の交流はあるにはあるが、基本的な論点には大きな隔たりがある。この隔たりを埋める努力が今後さらに必要である。「北洋」という議論の枠組みを問い直す意味はここにもある。私にとっての一番重要な動機づけはむしろそこにある。